

建設業における 労働災害防止等講習会

令和8年6月23日

秋田労働基準監督署

安全衛生課 佐々木貴規

建設業における 労働災害発生状況等

1

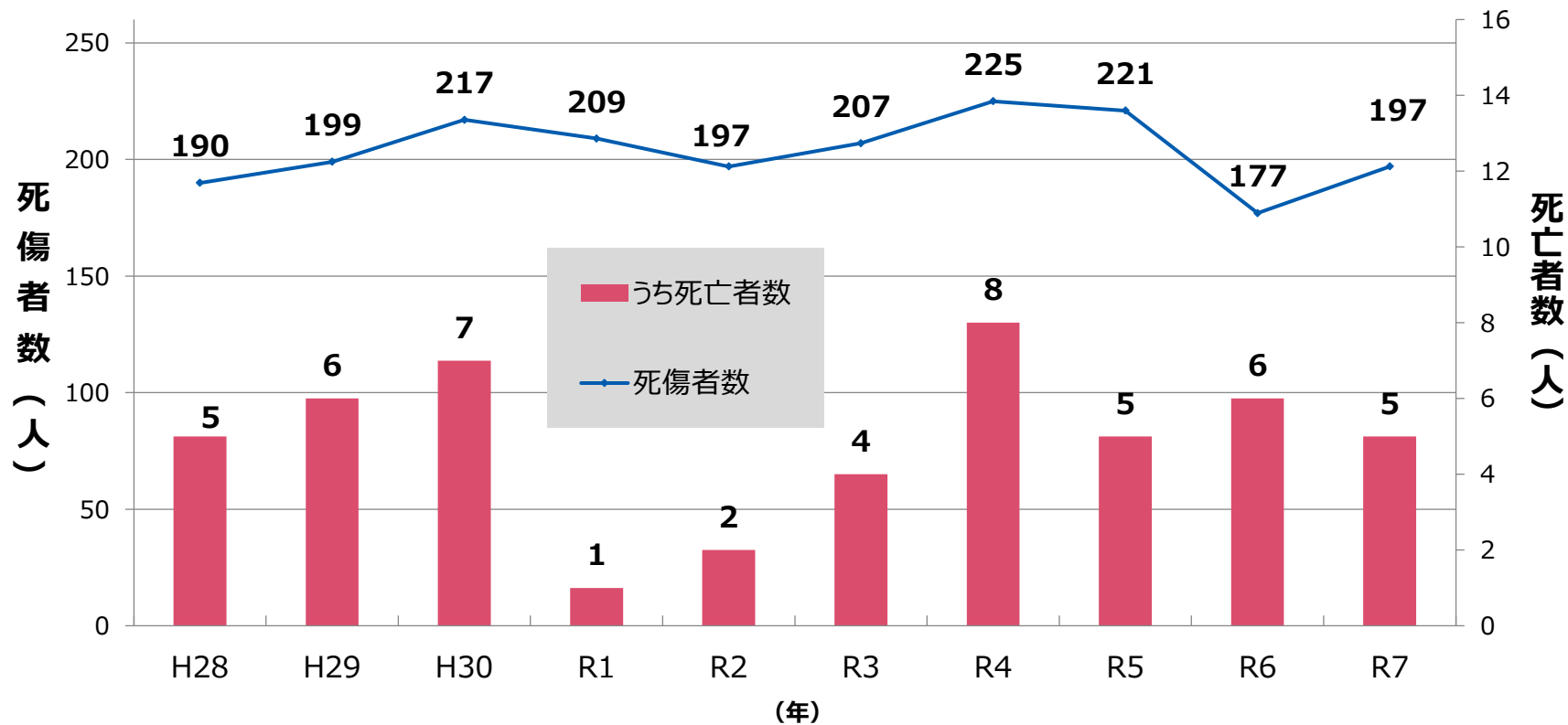
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設業の労働災害の推移（秋田県内）

（平成28年～令和7年）※新型コロナウイルス感染症によるものを除く



※休業4日以上労働災害による死傷者

建設業の災害特徴①

- 休業4日以上労働災害は増減を繰り返しているが、令和7年は前年比で20件の大幅な増加。
- 死亡災害は過去10年間で49件発生しており、年平均で約5件発生。

建設業の労働災害発生状況（令和7年※確定値）

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

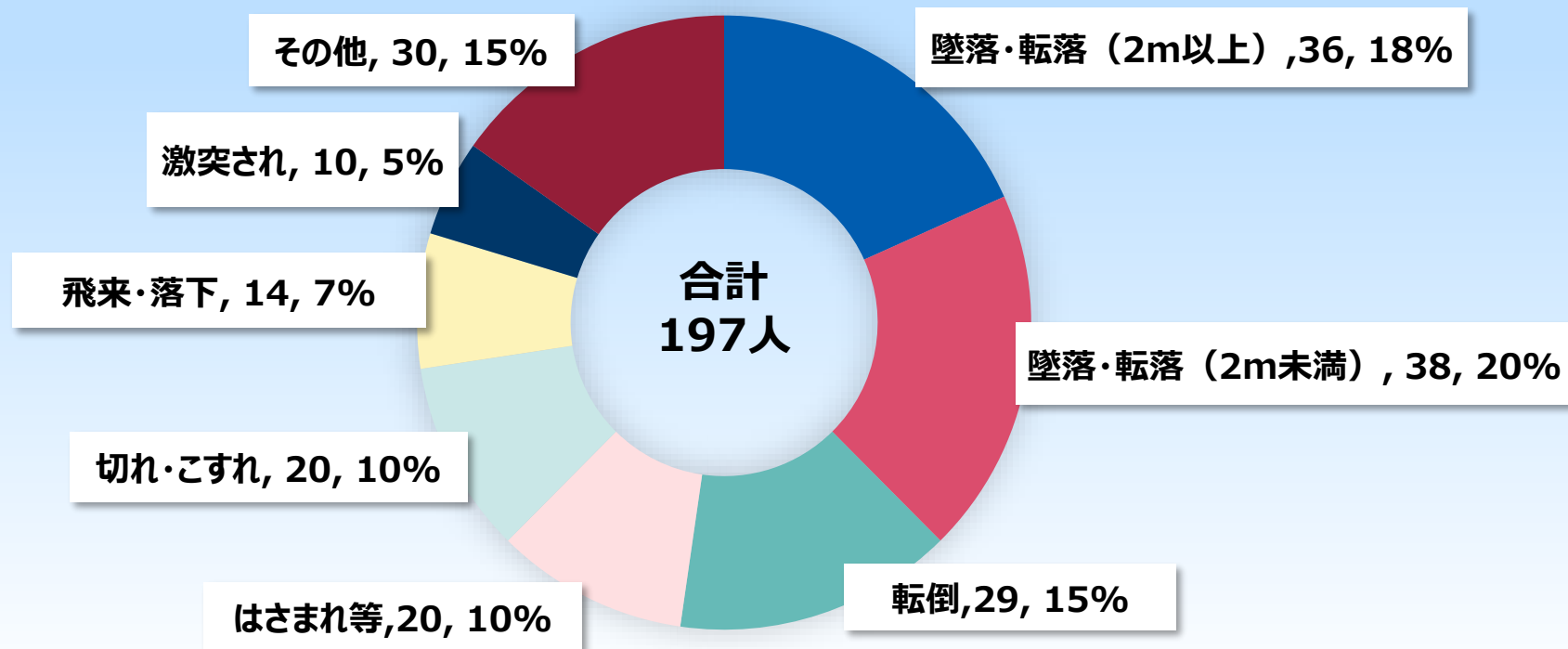
年別	令和6年		令和7年4		前年増減	
災害別 業種別	死亡	休業4日 以上	死亡	休業4日 以上		
全産業	9	1064	13	1108	+44	+4.1%
建設業	6	180	5	197	+17	+9.4%
土木工事業	2	54	4	74	+20	+37.0%
建築工事業	4	93	1	91	-2	-2.1%
鉄骨鉄筋	1	18	0	15	-3	-16.7%
木造建築	1	46	1	45	-1	-2.2%
その他の建設	0	33	0	32	-1	-3.0%

※労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計したものの。

建設業の事故の型別労働災害発生状況（令和7年確定値）

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

事故の型別



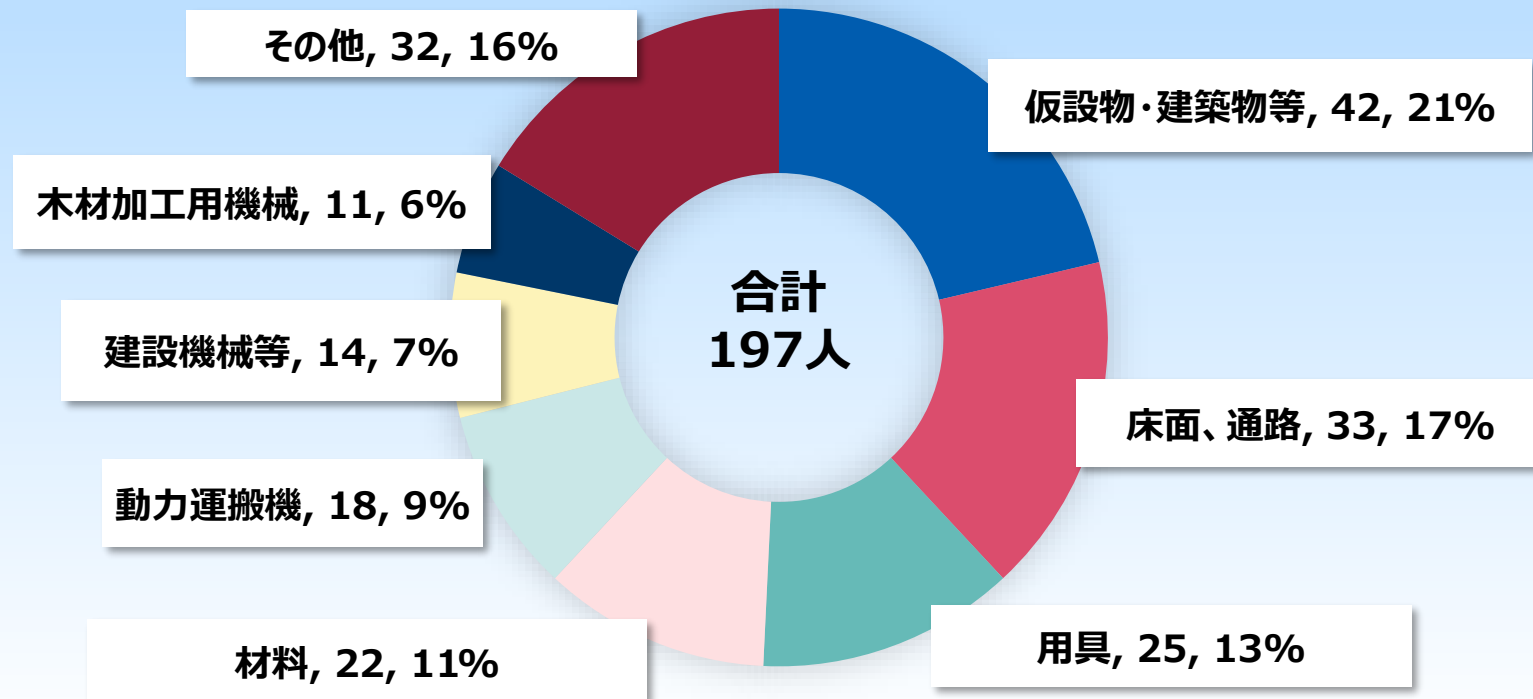
建設業の災害の特徴②

- 事故の型別では墜落・転落災害が最も多く（38%）、高さが2m未満の場所からの墜落災害が2m以上の場所より多く発生。
- 墜落・転落災害に次いで、転倒災害が多く発生。

建設業の起因物別労働災害発生状況（令和7年確定値）

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

起因物別



建設業の災害の特徴③

- 足場や屋根、梁等が含まれる仮設物・建築物等が最も多くなっている。
- 次いで、床面、通路が多くなっている（転倒災害が多いため。）。
- 上記に次いで、はしごや脚立が含まれる用具が多くなっている。

建設業の労働災害発生状況（令和8年5月末）

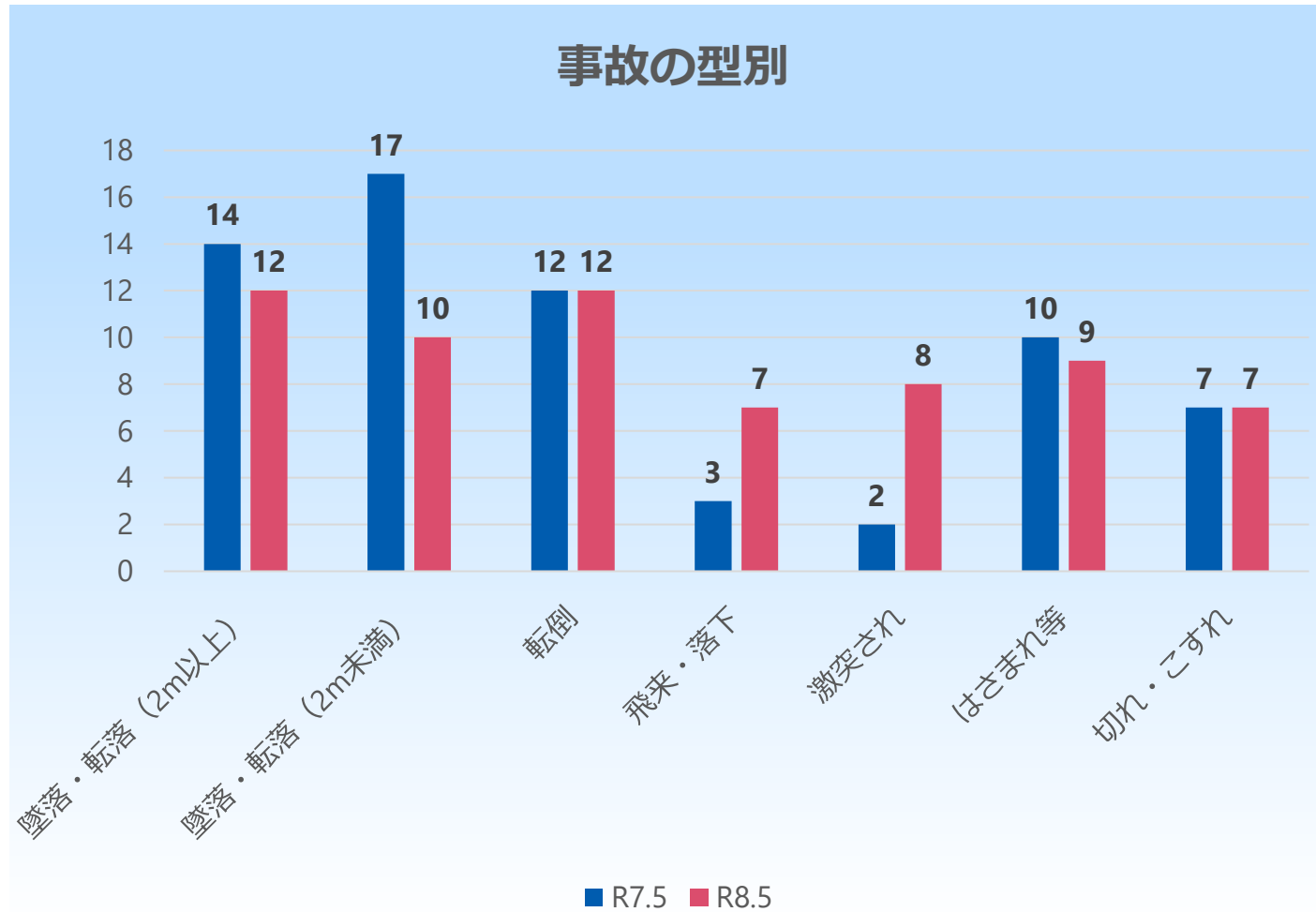
※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

年別 業種別	令和7年5月末		令和8年5月末		前年増減	
	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上		
全産業	5	418	3	462	+44	+10.5%
建設業	3	76	2	71	-5	-6.6%
土木工事業	3	32	2	26	-6	-18.8%
建築工事業	0	29	0	33	+4	+13.8%
鉄骨鉄筋	0	6	0	7	+1	+16.7%
木造建築	0	12	0	15	+3	+25.0%
その他の建設	0	15	0	12	-3	-20.0%

※労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計したものの。

事故の型別災害発生状況の比較（令和8年5月末）

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

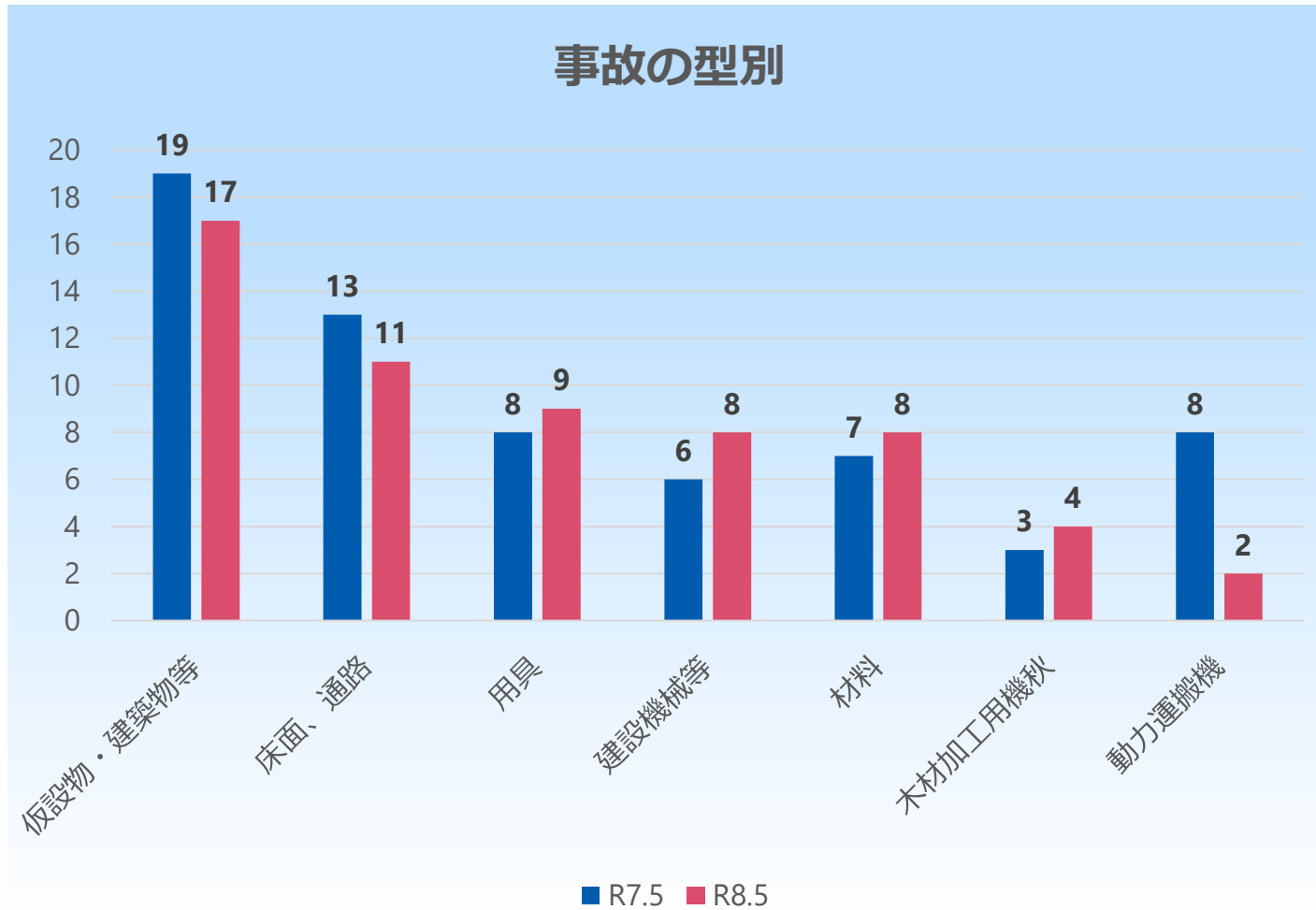


建設業の災害の特徴④

- 令和7年と比較して、令和8年は墜落・転落災害が減少し、飛来・落下、激突され災害が大幅に増加。

起因物別災害発生状況の比較（令和8年5月末）

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く



建設業の災害の特徴⑤

- 令和7年と比較して、用具（はしご等）や建設機械等、材料などにおいて微増している。

建設業における死亡災害事例（令和8年5月末）

番号	署別	発生月	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	本荘	1月	河川土木 工事業	70歳代	転倒	掘削用機械	河川工事現場において、河川内でドラグショベルを使用し仮締切作業を行っていたところ、ドラグショベルが転倒、水没しオペレーターが溺死した。
2	本荘	4月	道路建設 工事業	40歳代	激突され	乗用車、バス、バイク	道路の維持管理業務(清掃作業)において、被災者は上り坂の途中で車を止め、車を背にして施工状況の写真撮影を行っていたところ、止めていた車が突然動き出し(後退し)、被災者に衝突した。

2

労働安全衛生法及び作業環境測定 法等の改正について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生法等の改正項目

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

【労働安全衛生法】

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

【労働安全衛生法】

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

【労働安全衛生法、作業環境測定法】

4. 機械等による労働災害防止の促進等

【労働安全衛生法】

5. 高齢者の労働災害防止の推進

【労働安全衛生法】

6. 治療と就業の両立支援

【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】



※グリーンクロス君

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

- 最高裁判決（R3.5）を踏まえ、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、個人事業者等の業務上災害の実態等を踏まえた安全衛生対策のあり方について検討

労働安全衛生法の概要

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。このため、事業者は、①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。

労働安全衛生法（安衛法）の規定とこれまでの考え方

- 安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまでこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用してきた。

<参考> 労働安全衛生法
(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

- 最高裁判決（R3.5）を踏まえ、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、個人事業者等の業務上災害の実態等を踏まえた安全衛生対策のあり方について検討

最高裁（R3.5）の判断

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等により患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条（事業者による健康障害防止措置に関する規定）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考>労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

(1) 労働安全衛生法第22条（有害業務）に対する個人事業者等の保護措置が義務化 関係省令の改正 R5.4.1 施行

○保護具着用の周知



○有害作業場所への立入禁止



立入禁止

(2) 労働安全衛生法第20条（機械設備等）・21条（危険な業務）に対する個人事業者等の保護措置が義務化 関係省令の改正 R7.4.1施行

○運転席以外への搭乗禁止



○悪天候時作業禁止



1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

○立入禁止、喫煙等禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

○退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

○有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

施工方法や後期に追加して作業方法や納期等も追加

(1) 注文者等の配慮 **R7.5.14施行**

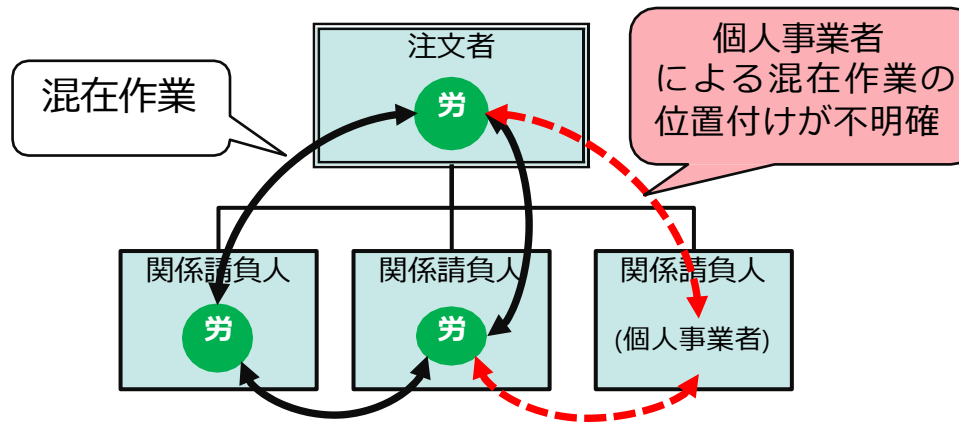
労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 **R8.4.1施行**

(特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

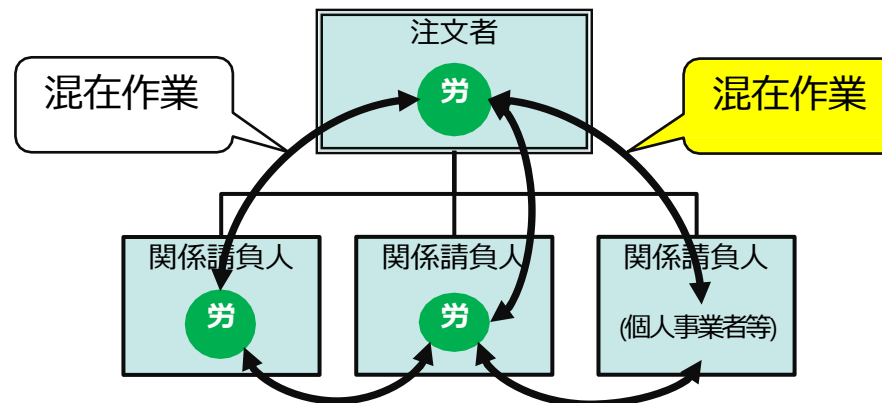
(参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

《見直し後》



1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

(3) 業務上災害報告制度の創設 **R9.1.1施行**

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け **R9.4.1施行**

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け **R9.4.1施行**

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

○個人事業者等の業務上の災害の把握等

1 報告対象・報告時期

休業4日以上¹の死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

- ・個人事業者等が死亡した場合等は、「**特定注文者**」等（※）が労働基準監督署に報告
- ※「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- ・個人事業者等が災害発生²の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「**特定注文者**」等が監督署に報告
- ・個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
- ※個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

- ・発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

- ・個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- ・脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

報告義務
(罰則なし)



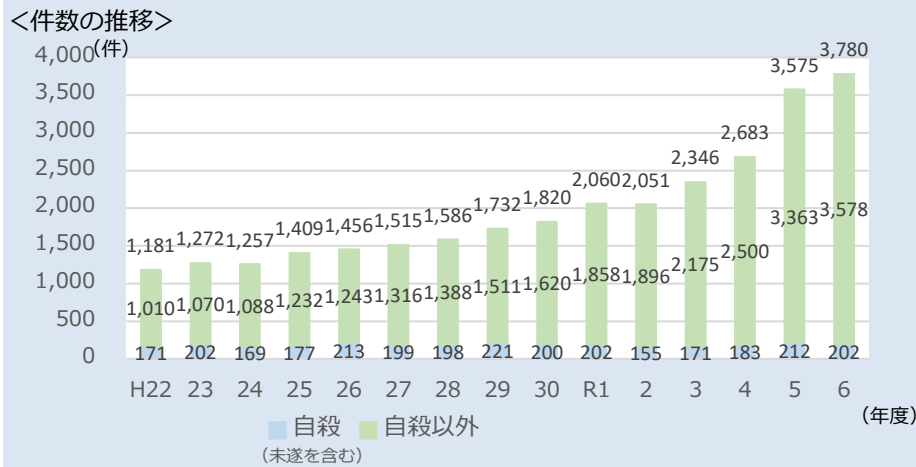
被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	
休業4日以上 の死傷災害	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		労働基準 監督署
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能	○			
災害発生 の事実を伝達 することが 可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		労働基準 監督署
	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供	○			
休業4日未満 等報告義務対 象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能	○			労働基準 監督署

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

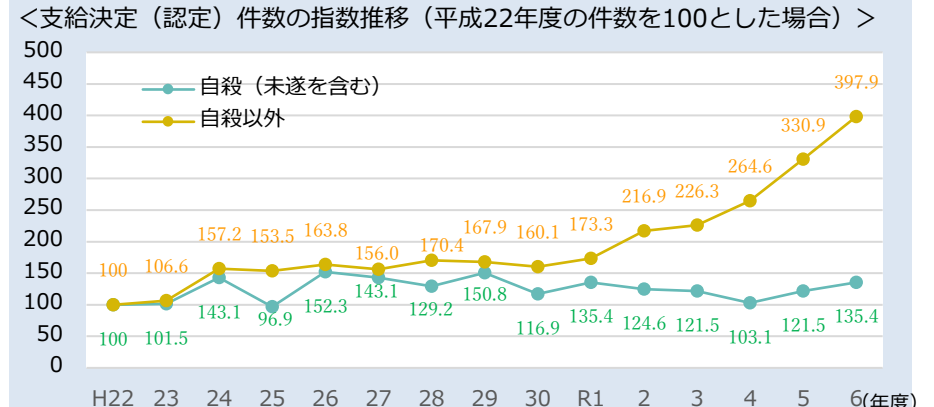
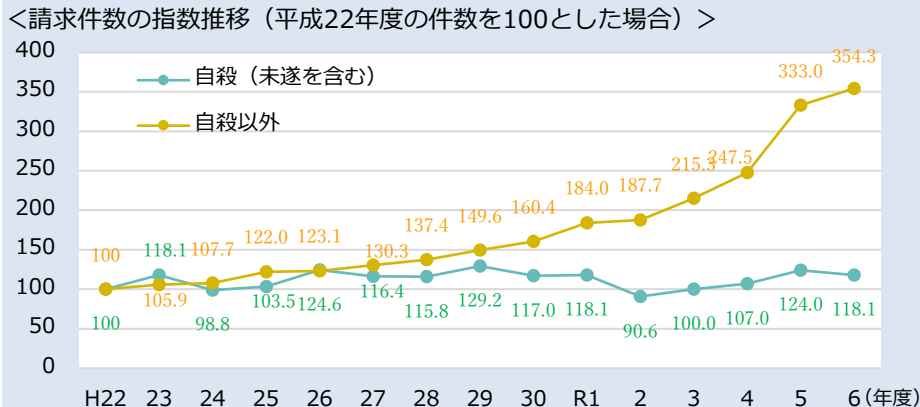
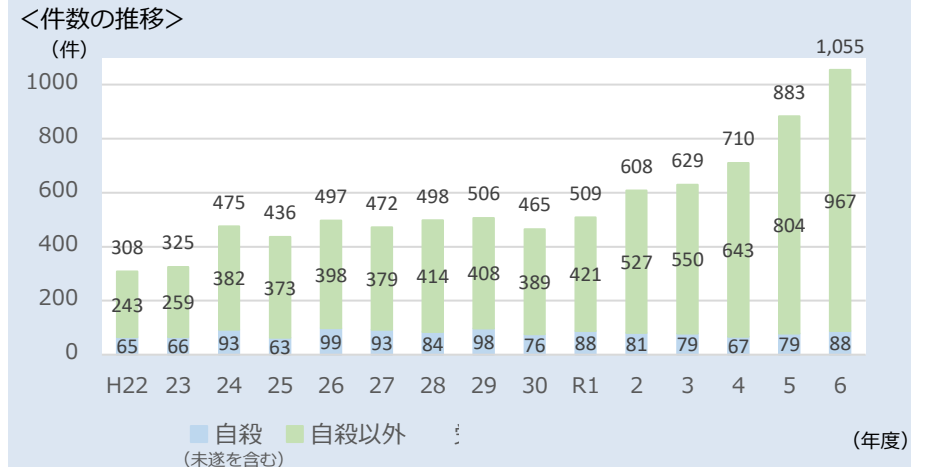
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進（令和7年版過労死白書抜粋）

- 精神障害事案の労災保険給付の請求件数は年々増加し続けており、特に令和5年度に大きく増加している。
- 内訳を見ると、「自殺以外」は年々増加し、平成22年度の約3.5倍となっている一方、「自殺（未遂を含む）」はおおむね横ばいないし微増である。

1 労災請求件数の推移



2 労災支給決定（認定）件数の推移

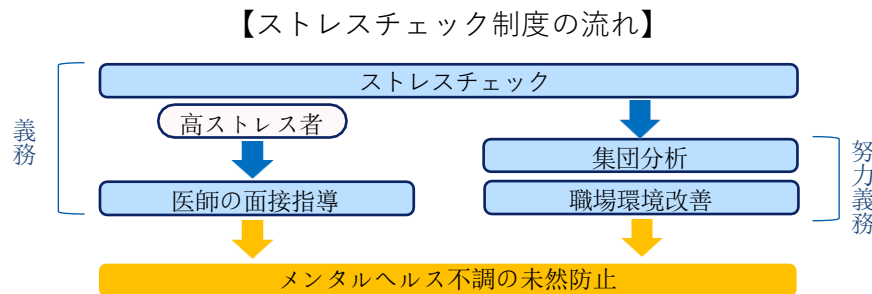


2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。



2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります!



ストレスは見えません。
チェックしましょう。



ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

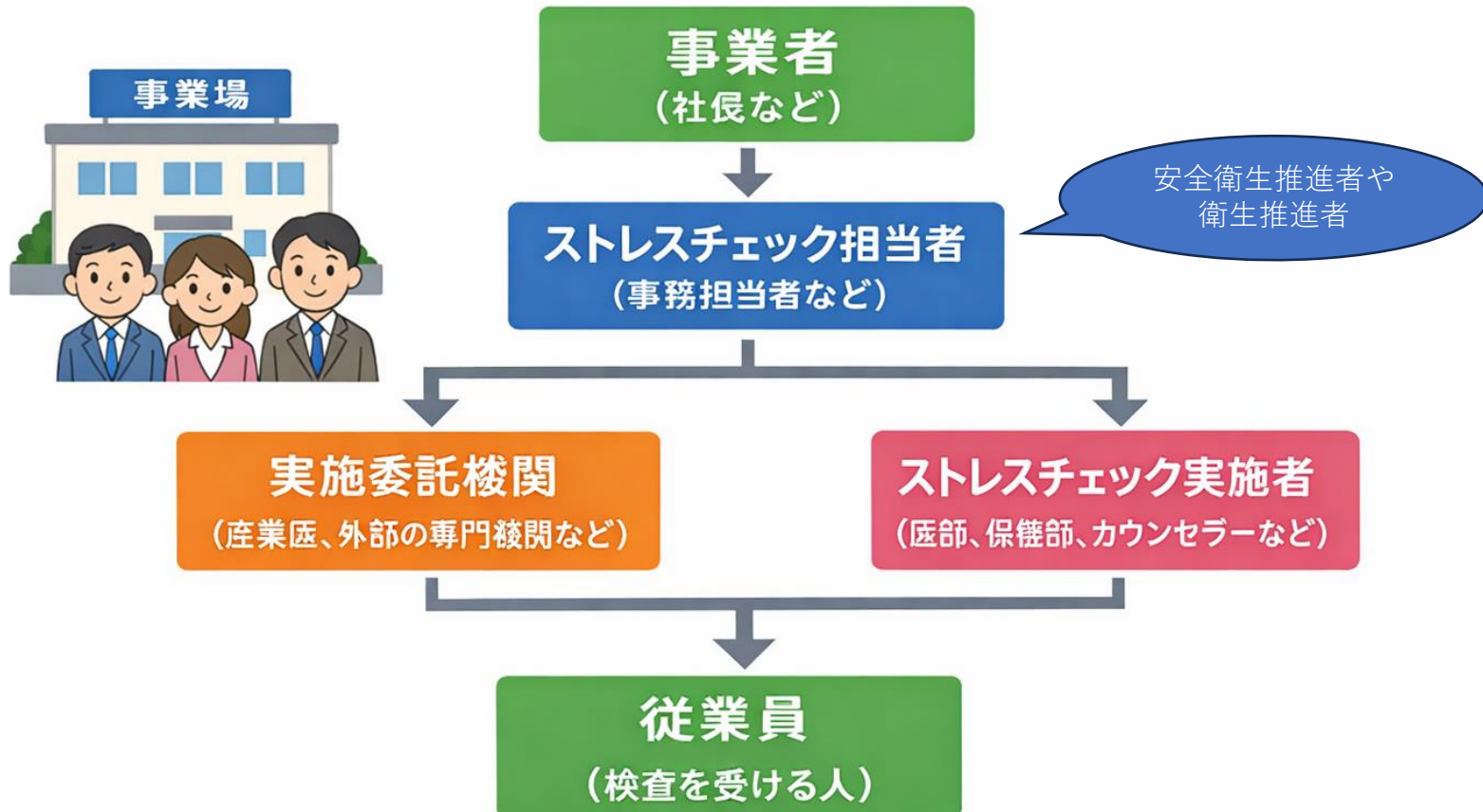
ストレスチェックで何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

【概念図】

小規模事業場におけるストレスチェック実施体制



2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの概要版（スタートガイド）もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）

0570-031050

受付時間：平日10:00～17:00
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など）を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

支援はすべて無料です

メンタルヘルス対策に関する取組は事業場の重要な課題です。
秋田産業保健総合支援センターでは、産業カウンセラーや保健師、看護師、社会保険労務士などのスタッフ（メンタルヘルス対策・両立支援促進員）が、事業場のメンタルヘルス対策を支援します。

事業場のメンタルヘルス対策 を応援します

WEB対応可能

※利用方法のマニュアルを用意しております。

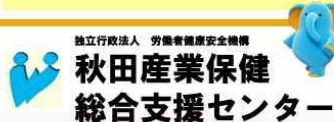


1 初歩からの支援

メンタルヘルス対策って何からはじめるのか、「心の健康づくり計画」ってどのようにつくるのか、ストレスチェックはどのように導入するのかなどメンタルヘルス対策の入口から事業場のニーズに合わせて個別に対応します。

2 教育研修の実施

管理監督者向け研修（1回/年）、新入社員など若手従業員向け研修（1回/年）、一般従業員向けのセルフケア研修や安全衛生委員会向けの研修を実施します。



所在地：〒010-0874 秋田市千秋久保田町6-6
秋田県総合保健センター4階
TEL：018-884-7771 FAX：018-884-7781



- メンタルヘルス対策に困ったら...（心理職・保健師・社会保険労務士など専門家による個別審支援）
- メンタルヘルス対策に関する新入社員研修
- メンタルヘルス対策に関する管理監督者研修
- メンタルヘルス対策に関する社員研修
- 心の健康づくり計画の作成支援
- 個別具体的な相談への対応

【秋田産業保健総合支援センター】を活用しましょう **TEL：018-884-7771**

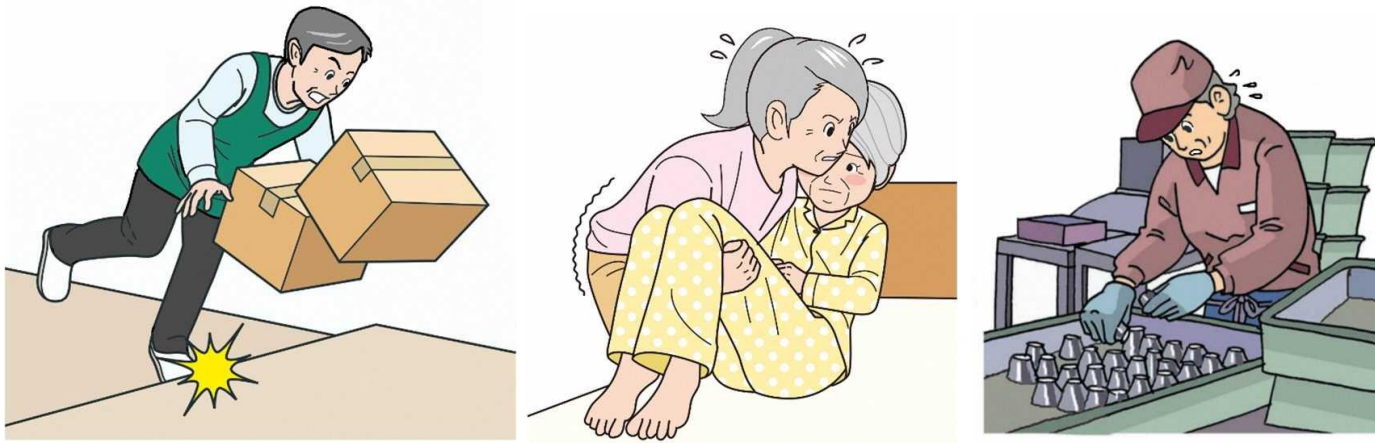
5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針※が定められ、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

※令和8年2月10日 高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号



5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 (エイジフレンドリー指針について)

- これまでの「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に代わり、新たな指針として「高年齢者の労働災害防止のための指針」が示されました。この指針は改正法により労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき事業者の努力義務とされた高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他必要な措置について、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を示したものとなります。令和8年4月1日から適用されています。

具体的な取り組み

(1) 安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当や組織作りを行い、身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施。

(2) 職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等ハード面の対策とともに、ゆとりのある作業スピード等、働く人の特性を考慮した作業管理の実施。



5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 (エイジフレンドリー指針について)

(3) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力測定により、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握。



(4) 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康診断や体力測定により把握した個々の健康状態等に応じて、作業場所に適正配置し、併せて身体機能の維持向上に取り組む。




(5) 安全衛生教育

十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施し、再雇用等で経験のない業務への従事者には、丁寧な教育訓練を実施。



5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 (令和8年度エイジフレンドリー補助金について)

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) → 

補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高年齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 (令和8年度エイジフレンドリー補助金について)

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等） 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A. 労働安全衛生に係る専門家による リスクアセスメントの実施

【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、
高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセ
スメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4/5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛
生担当者によるリスクアセスメントを
実施し、その結果を踏まえて、右記の
第2段階の申請から行うことも可能で
す（その場合は第1段階の申請は不要
です）。

第1段階の申請期間は、
令和8年8月31日までと
なっております。
ご注意ください。



第2段階

B. リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働 者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入そ の他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者
の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の
労働災害防止対策に要する経費（対象の高年齢労働
者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る
業務に就いていること。）

補助率：1/2

上限額：100万円（A、Cの間接補助金額を含む。）

(消費税を除く)

第2段階

C. リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働 者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防の ための運動指導等の取組

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体
機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家
等による身体機能のチェック及び運動指導等に要す
る経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取
組に要する経費に限ります。）

補助率：1/2

上限額：100万円（A、Bの間接補助金額を含む）

(消費税を除く)

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円（消費税を除く）】

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額30万円（消費税を除く）】

【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費

5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 (令和8年度エイジフレンドリー補助金について)

第2段階（職場環境改善の取組）

B. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

●具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

転倒防止対策
リーフレット



階段への手すりの設置



従業員通路への
凍結防止装置の導入



水場における防滑性能
の高い床材等の導入



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器
の導入



アシスト
スーツの導入



移乗介助サポート
機器の導入



(ウ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策





- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 (令和8年度エイジフレンドリー補助金について)

第2段階 (運動指導等の取組)


C. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

補助対象となる取組

- 
-  ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける
 -  ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導(対面指導)を実施する
 -  ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。(例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。)
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、**専門家との対面による実施に限ります(オンラインによる実施は補助対象外です。)**
- ・物品の購入(動画の作成を含む)は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、**実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し(10名分)を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。**
- ・運動指導(転倒防止)申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。(参考資料をご参照ください)

- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害(行動災害)を防止するため、専門家(※)による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します(役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります)

C. 労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

- 労働安全衛生の専門家を活用し、高年齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体会法(昭和39年法律第118号)第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士等

5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 (令和8年度エイジフレンドリー補助金について)

II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入
- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

(温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。
例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます)

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
(熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等)

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー
(アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで)

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

(使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る)



<参考> 改正安衛法等セミナーの開催について

改

正

安

衛

法

等

セ

ミ

ナ

ー

受講
無料

法律を「知る」から「活かす」へ！



秋田労働局と秋田産保センターによる月1回の法律セミナー！
最新情報の習得で、確かな法令理解と実務対応へ。
7月以外はZoomによるオンラインセミナー。都合の良い時！繰り返しでも。

- ・ 秋田労働局と秋田産業保健総合支援センターの共催
- ・ Zoomによるオンラインセミナー
- ・ 参加は無料

3

改正石綿障害予防規則について

(工作物石綿事前調査者について)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事前調査結果等報告について

建設物、工作物又は船舶の解体又は改修工事

・工事対象となる**すべての部材**について、石綿含有の有無を設計図書及び目視により事前調査を行う必要がある。

●以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

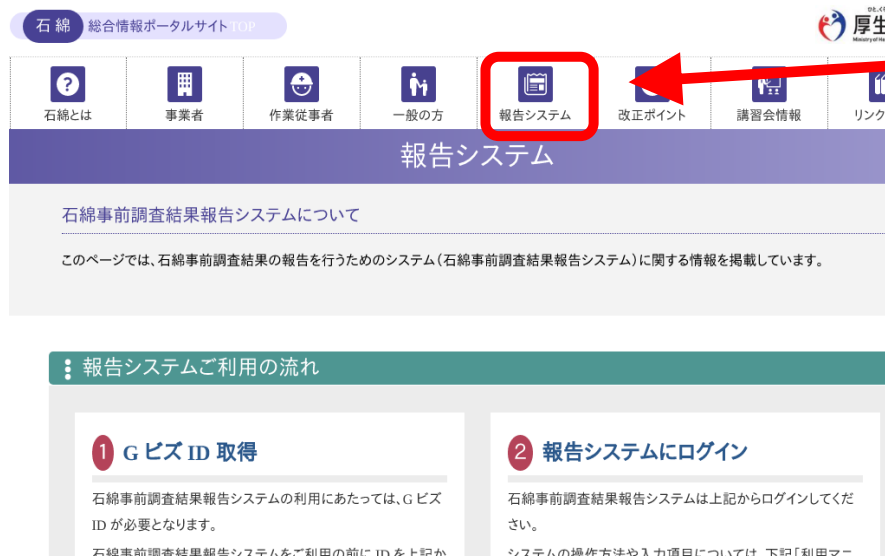
●事前調査の結果報告が必要な工事

- ・建築物の床面積の合計が 80m² 以上の解体工事
 - ・請負金額税込100万円以上の建築物の改修工事
 - ・請負金額税込100万円以上の特定工作物の解体又は改修工事
 - ・総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る。）の解体又は改修工事
- ・上記に該当する場合は、**石綿の有無にかかわらず**、事前調査の結果を建設現場を管轄する労働基準監督署へ報告が必要。
- ・事前調査結果の報告が必要となる基準であって、事前調査そのものが必要となる基準ではない。
 - ・同一工事を複数の事業者が請け負っている場合は、**元請事業者がまとめて報告**する。

事前調査結果等報告について

事前調査報告システム

報告システムの使い方は石綿総合情報ポータルサイト
(動画マニュアル) で確認できます。



ポータルサイトアクセス後
「報告システム」をクリック



ページ下部に動画マニュアル、
その他、様式やPDF版の申請者用
マニュアルも掲載されている。

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設

事前調査を行う者の要件の新設

■ 建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、工作物に関する石綿事前調査についても、石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事の石綿事前調査を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上知識・経験を有するものでなければならない。

■ 工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象は、

① 特定工作物の解体等の作業

② 特定工作物以外の工作物で石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業

(例：塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤）の除去等の作業

■ 令和8年1月1日着工工事から対象となる。

工作物とは？

建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、**上下水道管等の地下埋設物**、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等が該当。なお、建築物内に設置されたエレベーターは、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物。

(例)



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

調査者資格の種類及び調査対象（今回の改正部分）

調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの（例）
特定建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建築設備を含む	事務所ビル、学校、共同住宅（全部分）、映画館など
一般建築物石綿含有建材調査者		
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部	一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部など
船舶石綿含有資材調査者	鋼製の船舶	商船（客船、フェリーなど）、作業船、漁船など
工作物石綿事前調査者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・ 建築物一体設備等 ・ 上記以外の工作物 	ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など

対象工作物及び事前調査の資格

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。)	<p style="text-align: center;">工作物石綿事前調査者のみ!!</p>
	⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。)	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記 (①～⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

各特定工作物の範囲

対象工作物	範囲
②加熱炉	工業炉のことであり、日本標準商品分類の工業炉（435）に属するもの。ただし、耐火物で覆われた加熱室を有しないもの、及び加熱される空間が耐火物または絶縁物で覆われた構造物を有しないものは除く。
③ボイラー・圧力容器	安衛法施行令第1条第3号で規定するボイラー、同条第4号で規定する小型ボイラー、同条第5号で規定する第一種圧力容器、同条第6号で規定する小型圧力容器、同条第7号で規定する第二種圧力容器並びに同施行令第13条第3項第25号で規定する簡易ボイラー及び同条第26号・第27号で規定する容器に該当するもの。
④配管設備	農業用パイプラインや下水道管は含まれ、上水道管は除かれる。
⑤焼却設備	廃棄物焼却設備の場合、施設全体が適用範囲となるが、付随する煙突は「⑪煙突」と整理される。
⑩送電設備	送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含まれる。
⑫トンネルの天井板	トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まない。
⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）	「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。

工作物石綿事前調査者講習について

- ・ 工作物石綿事前調査者講習実施機関
→ 秋田県労働基準協会
- ※ リーフレットのQRコードから全国の実施機関が確認できます。

<参考>

「石綿総合情報ポータルサイト」「講習会情報」で受講資格などを確認できます。



建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

The poster features a list of work objects: 一部の工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては (For some work objects, during demolition, renovation, and maintenance work), ボイラーも (簡易ボイラー含む) (Boilers, including simple boilers), 送配電用ケーブルも (Cables for power transmission and distribution), 焼却設備も (Incineration equipment), 工業炉も (産業用ボイラー含む) (Industrial furnaces, including industrial boilers), 発電設備も (非常用発電設備含む) (Power generation equipment, including emergency power generation equipment), 変圧器・キュービクルも (Transformers and cubicles), 貯蔵設備も (貯蔵タンク含む) (Storage equipment, including storage tanks), 配管設備も (高圧配管・下水管含む) (Piping equipment, including high-pressure piping and sewer pipes), and 反応槽も (オートクレーブ含む) (Reaction tanks, including autoclaves). A red starburst graphic says '義務化スタート!!' (Mandatory start!!). The main text reads '2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査 義務化スタート!!' (Starting from January 1, 2026, for work starting after that date, investigation by qualified persons will be mandatory). The large title is '工作物石綿事前調査者' (Asbestos Pre-Inspection Worker) and the subtitle is 'による事前調査が必要です!' (Pre-inspection is required!). At the bottom, it says '調査者の資格を取得するためには、労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。' (To obtain the qualification of the investigator, it is necessary to complete the training at a registered training institution of the labor bureau.) and '工作物 事前調査 講習 検索' (Work object Pre-Inspection Training Search). A QR code is shown on a smartphone screen with the URL <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>.

4

職場における熱中症対策の強化等

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

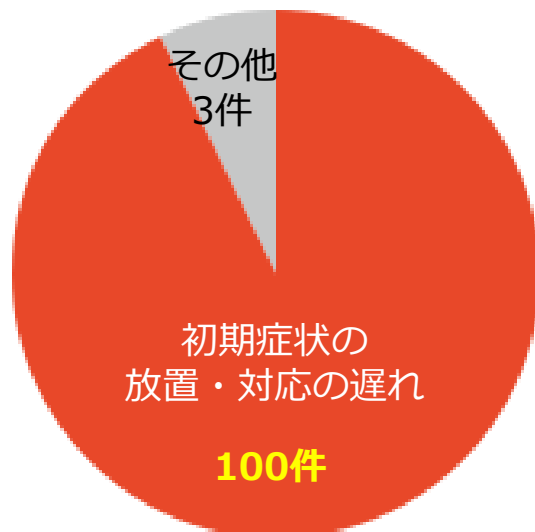
熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果

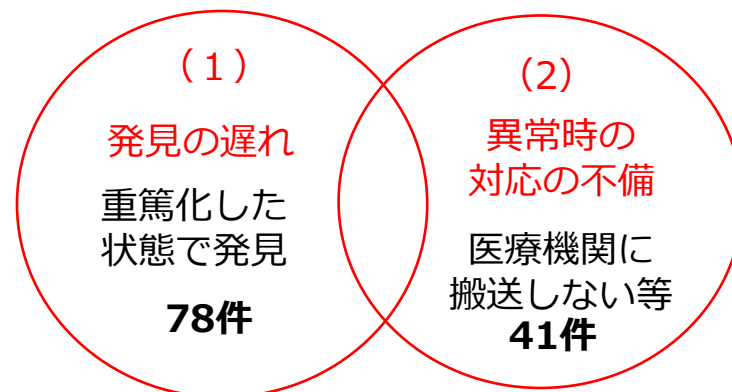


早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

100件の内容は以下のとおり



★重要★ 熱中症対策の強化

- 「WBGT値28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業」が対象【業種や会社内外は関係なし】
- ・ 出張先、複数の場所で作業を行う場合、作業場所間の移動、臨時作業も含まれます。
- ・ 原則、作業前に作業場所のWBGT値または気温の測定を行ってください。
- ・ 作業に従事する人には同一の場所で作業する人がいればその作業者も含まれます。

1 報告体制の整備と周知

- ・ 熱中症の自覚症状がある作業者や熱中症のおそれがある作業者を見つけた人がその内容を報告させるための体制をあらかじめ会社ごとに整備し労働者への周知すること。
- ・ ①報告を受ける人、②報告する人の連絡先、③連絡方法を決めること。
- ・ 周知方法は、掲示板への掲示、メール、文書の配布、朝礼での口頭伝達等。必要に応じて複数の手段を組み合わせ使用すること。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

厚生労働省
職場における
熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・ 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない
(重篤化させない)ための

適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、電卓器や「アイ制」の使用、ウェアラブルデバイス等の活用や取方向での距離測定などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

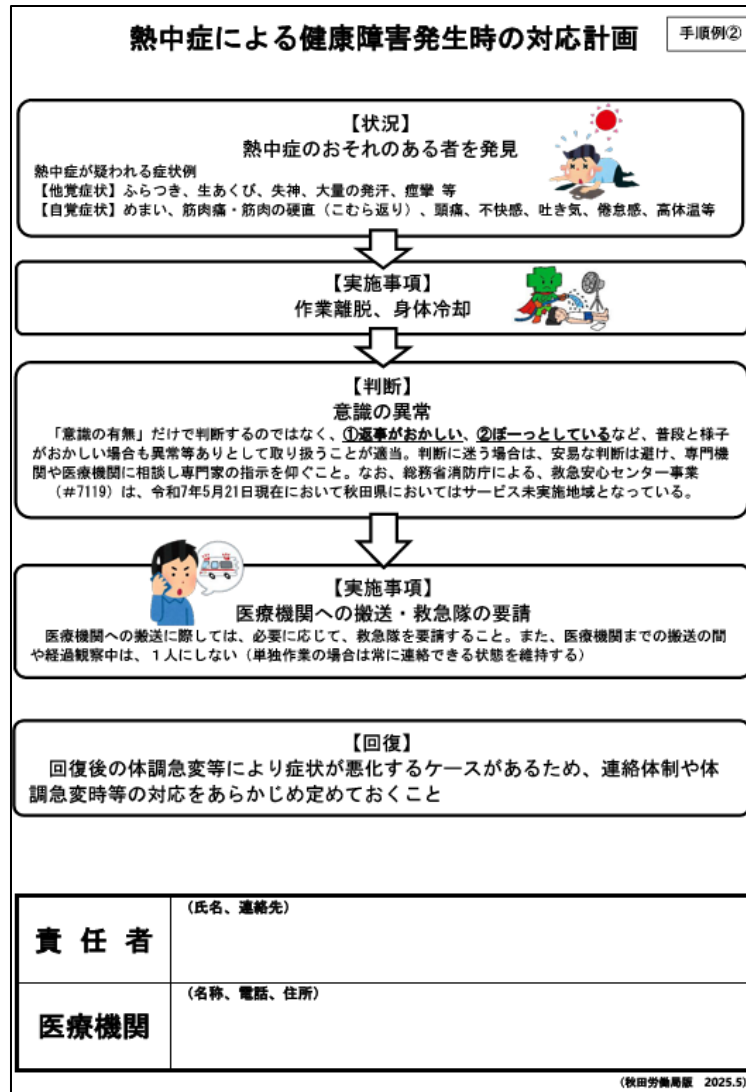
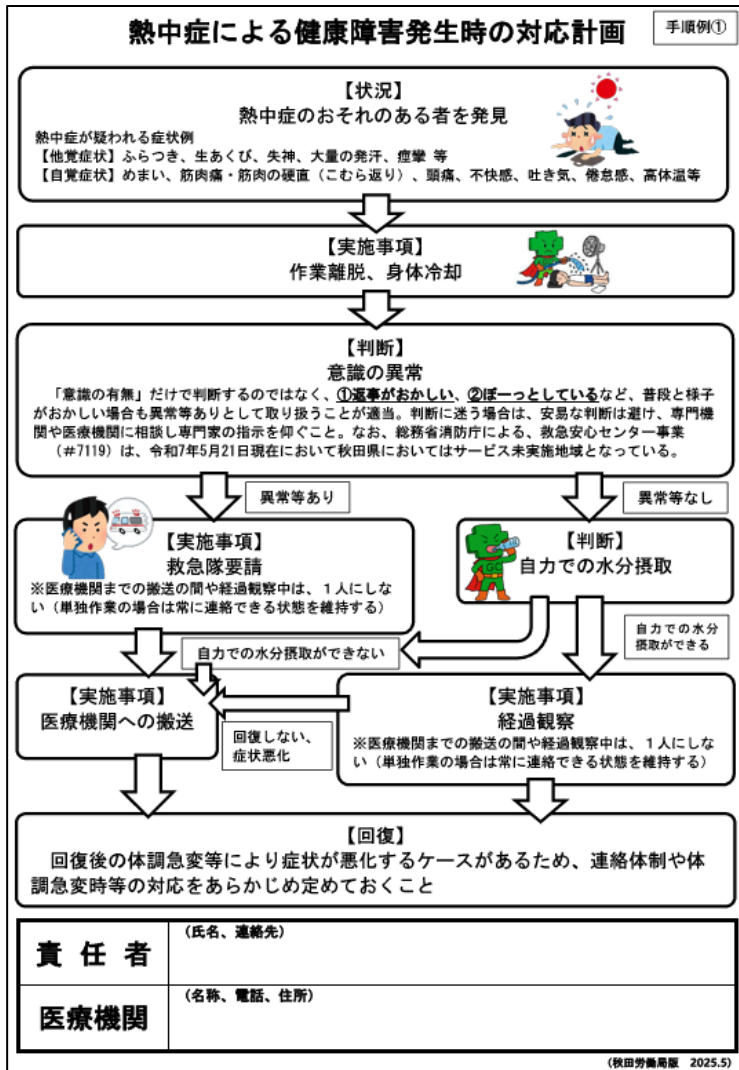
2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を講じます。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

★重要★ 熱中症対策の強化



秋田労働局 熱中症



無料でダウンロードできて
すぐに使えるよ！

STOP！熱中症クールワークキャンペーン



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

←キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

- 令和7年の速報値では、全国で死亡災害を含む休業4日以上の熱中症による死傷者数は1,681人で、うち死亡者は15人となっています。業種別でみると、製造業が337人、建設業が278人の順で多くなっている。
- 死亡者数については、15人のうち建設業が5人と最も多く発生しており、次いで、警備業が2人となっている。
- 熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

例：WBGT指数計

▶ WBGT値の把握：

・作業場所のWBGT値の把握と低減措置を図るため、測定器を備え付けてリアルタイムに対応できるようにしましょう。 ※JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握



・環境省で作成している熱中症予防情報サイトも参考にしましょう。



※秋田県内の数値は実況推定値なので、作業場の条件によって数値が異なる場合があります。

熱中症
予防情報サイト



<http://www.wbgt.env.go.jp/>

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの
評価を行う暑さ指数のこと






WBGT基準値の活用方法

右の表に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること。
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること。
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること。

表 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには

STEP2以降の熱中症予防対策

を行う。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて対策を徹底

暑さ指数の低減

- ・屋外の作業場は、直射日光を遮る遮蔽物（簡易な屋根等）、ミストシャワーなど（※湿度の上昇に注意）
- ・屋内の作業場は、冷房、スポットクーラーなど

休憩場所の整備

- ・冷房の設置、スポーツドリンク、塩飴等の備付けなど

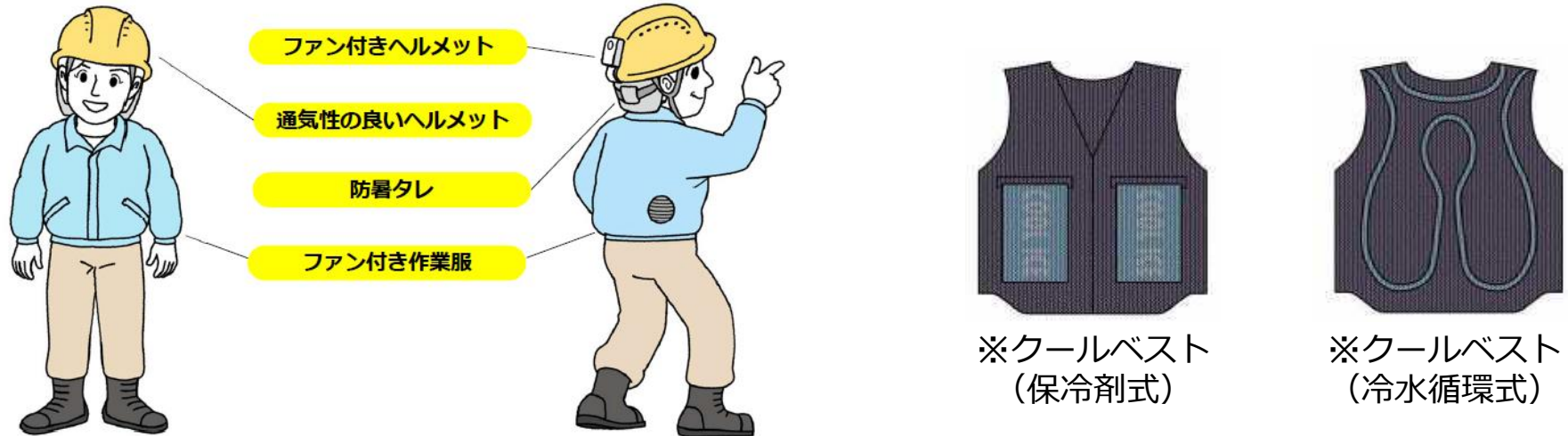


※「見える」安全活動コンクールより抜粋

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

➤ 服装

- ・ファン付き作業服、ヘルメット、冷感グッズなど



➤ 作業時間の短縮

- ・暑さ指数に応じて休憩時間を増やす、作業を一旦中止する

(参考) 休憩時間の目安：特段の熱中症予防対策を講じていない場合

WBGT基準値からの超過	休憩時間の目安(1時間当たり)
1℃程度超過	15分以上
2℃程度超過	30分以上
3℃程度超過	45分以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

(出典) 米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の許容限界値を元に算出

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

暑熱順化への対応

- 熱に慣らすため、7日以上（できれば2週間）かけて作業時間の調整
特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人



数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

暑熱順化トレーニング

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



※日常生活の中で無理のない範囲で汗をかくようにする。

適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回



STOP！熱中症クールワークキャンペーン

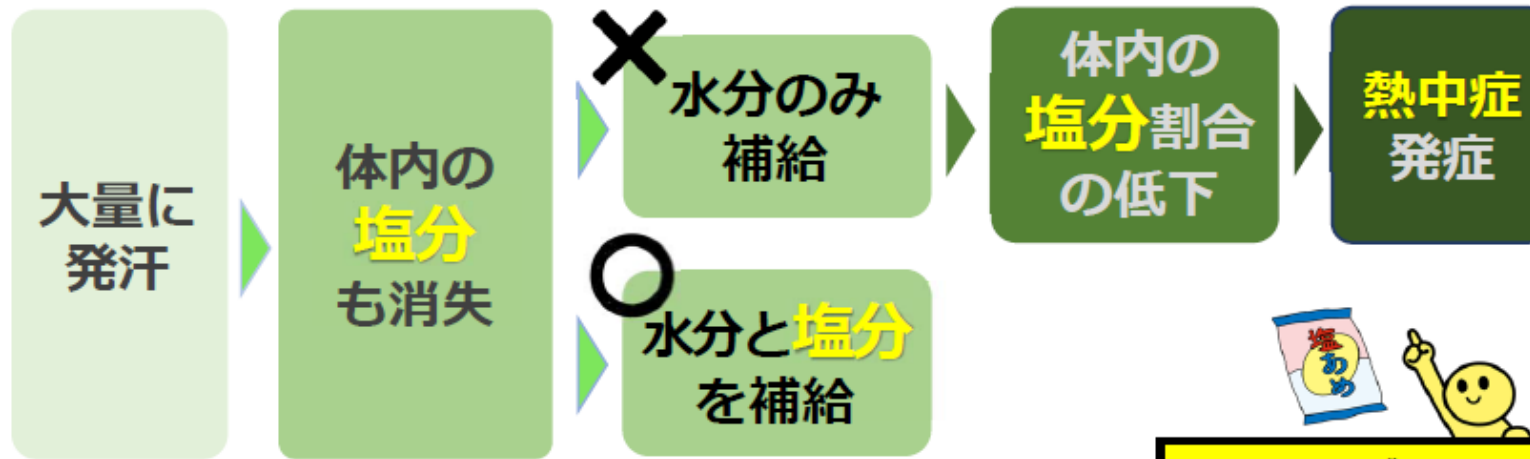
➤ 水分・塩分の摂取

・水分と塩分を定期的に摂取する（休憩時間だけでなく、作業中も摂取するようにしましょう。）



水分補給の注意点

⚠ 塩分を同時に補給する



水分を摂らず
塩あめだけ舐めても
効果はありません！

スポーツ飲料、経口補水液を30分ごとに
コップ1杯（200ml）程度飲む

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

▶ プレクーリング

・作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減。

例：冷房が効いた部屋での朝礼、休憩時に冷たいおしぼり等で体を拭く、アイススラリーを飲む。



※プレクーリングイメージ

▶ 健康診断結果に基づく対応

・以下の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢

▶ 日常の健康管理

・朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒は熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認する。



STOP！熱中症クールワークキャンペーン

▶ 作業中の労働者の健康状態の確認

・巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等により単独作業を避け、労働者にお互いの状態を確認させましょう

▶ 異常時の措置

・少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず作業を中止し、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）。



あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

▶ 緊急連絡体制の整備

- ・体調不良者がでた場合の緊急連絡体制を整え、万が一に対応できる訓練をしましょう。

熱中症応急手当カード

〈オモテ面〉

熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番

救急車到着まで

作業着を脱がせ

水をかけ 全身を急速冷却



〈ウラ面〉

前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに
- ぐっすり眠る
- 熱中症警戒アラート確認


仕事前のチェック

- よく眠れたか
- 食事をしたか
- 体調は良いか
- 二日酔いしていないか
- 熱中症警戒アラート確認

仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩

詳しくはコチラ



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■パソコンからデータをダウンロードして印刷

(両面印刷用)



(A4／表裏10枚)

(片面印刷用)



(A4／表裏一体)

■スマホに画像データをダウンロード



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>

<参考> 熱中症予防のための資料

職場における
熱中症防止のための
 ガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、
 熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。
 本格的に暑くなる前から準備しましょう。 **早めの対策を!**

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える 熱中症ガイド



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場における熱中症予防



働く人の
 今すぐ使える
熱中症ガイド



厚生労働省

目次

01 熱中症から命を守る	P4	05 熱中症の基礎知識	P56
1. 職場で熱中症になった人		1. 熱中症の原因と発生しやすい環境の条件	
2. いつものと違うと思ったら、熱中症を疑え		2. 暑さ指数(WBGT)	
3. 熱中症の症状と重症度分類		3. 高年齢や持病がある作業員への配慮	
4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまった行動」		4. STOP! 熱中症グループワークキャンペーン	
5. 熱中症「応急手帳」カード(簡易型)		5. 多言語リーフレット	
		6. もっと詳しく知りたい方へ	
02 危ない状況と対策	P12	06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ	P63
1. 建設現場(屋外)編		1. 関係法令・関係省庁・機関	
2. 製造現場(屋内)編		2. 補助金・助成金	
3. その他の現場編		3. 講演用スライド/スライドショー動画	
03 予防法	P30	07 まとめ	P87
1. 3つの注意点(前日/仕事前/仕事時)		1. 熱中症の見分け方と応急手帳	
2. 暑熱慣化(暑さに慣れる)		2. 予防には「暑熱慣化」	
3. 休憩時間について		3. 水分補給と休憩	
4. 予防対策グッズの使用		4. 注意点	
04 取組例	P47		

5

酸素欠乏症・硫化水素中毒の 防止対策

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

下水道工事等における 酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止対策

酸素欠乏症・硫化水素中毒は、**致死率が高く非常に危険**ですが、
作業環境測定、換気、空気呼吸器等の呼吸用保護具の使用など
の措置を適正に実施すれば発生を防ぐことができます。
**酸素欠乏空気・硫化水素の発生のおそれのある場所の確認と
災害防止のための措置・作業方法の点検を行いましょう。**

酸素欠乏症

空気中の酸素濃度が低下することを酸素欠乏といい、酸素欠乏状態の空気を吸入することで酸素欠乏症にかかります。

酸素欠乏症にかかると、**めまい**や**意識喪失**、さらには**死に至る**場合があります。



硫化水素中毒

硫化水素は自然界の様々な状況で発生しています。汚泥等の攪拌や化学反応等によっては急激に高濃度の硫化水素ガスが空気中に発散されることもあります。

硫化水素ガスは、**臭覚の麻痺**や**眼の損傷**、**呼吸障害**、**肺水腫**を引き起こし、**死に至る**場合もあります。

酸素濃度	症 状 等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16%	頭痛、吐き気
12%	めまい、筋力低下
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡

硫化水素濃度	症 状 等
5ppm程度	不快臭
10ppm	許容濃度 (眼の粘膜の刺激下限界)
20ppm	気管支炎、肺炎、肺水腫
350ppm	生命の危機
700ppm	呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡

下水道工事等における 酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止対策

1. 令和5年に発生した酸素欠乏症の事例（全国）

業種	発生月	被災者数	発生状況
建設業	6月	死亡2人	トイレの詰まりを直す作業を行っている際に、トイレの配水管がある地下ピットにつながるマンホールの蓋を開けたところ、地下ピット内の酸素欠乏空気にばく露したことで死亡したものの。
製造業	10月	死亡1人	釜の内部の洗浄作業を行う際に、防護マスクに酸素供給管をつなげるところを誤って窒素供給管へつなげ、当該マスク内に窒素が充満し、死亡したものの。
清掃・ と畜業	10月	死亡1人	破碎された一般廃棄物のピット内に誤って物を落としてしまい、落とした物を拾うために、天井クレーンのバケットに機上しピット内に降りたところ、酸素欠乏空気にばく露したことで、死亡したものの。

2. 令和5年に発生した硫化水素中毒の事例（全国）

業種	発生月	被災者数	発生状況
建設業	4月	休業1人	温泉の給水タンク補修のためタンク内へ入ったところ、泉源から発生した硫化水素が排水管からタンクへ逆流し滞留していたため硫化水素にばく露し、休業したものの。
清掃・ と畜業	5月	休業1人	深さ2メートルの浄化槽内部でカキ殻の交換作業を行っていたところ、浄化槽内に空気を送り込むホースが外れており、硫化水素にばく露し、休業したものの。

下水道工事等における 酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止対策

3. 酸素欠乏危険作業主任者の選任と特別教育の実施

酸素欠乏危険作業主任者の選任

酸素欠乏危険作業主任者（第二種酸素欠乏危険作業^(注)の場合は、「**酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者**」）を選任します。



特別教育の実施

酸素欠乏危険作業に係る業務は、特別教育を受けた者が行います。

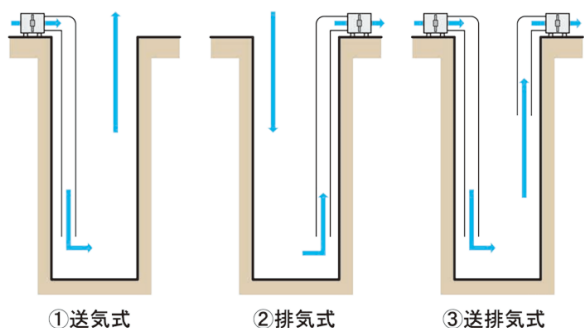


(注) 「第二種酸素欠乏危険作業」とは、労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる「酸素欠乏危険場所」のうち、令別表第6第3号の3、第9号又は第12号（同号に掲げる場所にあつては、酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る。）における作業をいう。

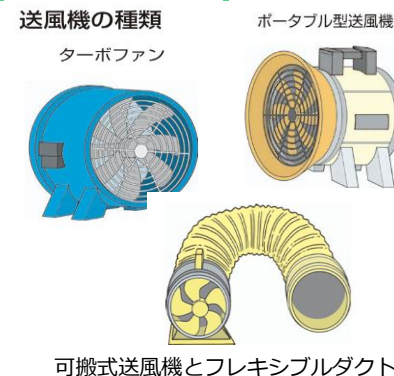
【安衛施行令】 別表第6 酸素欠乏危険場所（抜粋）

第9号 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

4. 酸素欠乏等防止のための換気の実施



酸素欠乏危険作業を行うときは、爆発、酸化等の防止のために換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合を除き、換気して、その作業場所の酸素濃度を18%以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度18%以上、かつ、硫化水素の濃度を10ppm以下。）に、保つようにしなければなりません。

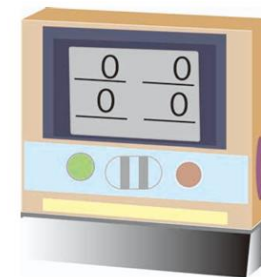


下水道工事等における 酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止対策

5. 酸素欠乏等防止のための換気の注意点

換気は、作業主任者の指示により行いますが、作業員も基本的なことを理解しておく必要があります。

- ① 換気は酸素濃度（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、酸素濃度及び硫化水素濃度）の測定前に行うこと。
- ② 換気及び濃度測定を行うときは、空気呼吸器等の保護具を使用して行うこと。
- ③ 送気式換気を行う場合には、送気用吸気口の付近には、発電機等の排気ガスを発生させるものを置かないこと。
- ④ 排気用吸気口は、できるだけ排出したい空気に近づけること。
- ⑤ 排気式換気を行う場合には、排気管吐出口周辺には作業員を立ち入らせないこと。
- ⑥ 送排気式換気を行う場合には、吐出口と吸気口を離して、作業場所を均一に換気できるようにすること。
- ⑦ 作業中は、換気装置の運転を停止しないこと。
- ⑧ ボンベからの圧縮酸素は、絶対に使用しないこと。



ガス濃度測定器

6. 酸素濃度等の測定



作業主任者は、その日の作業を開始する前に、作業場の酸素濃度等を測定します。また、休憩などですべての作業員が作業場を離れた後、再び作業を開始する場合や、作業員の身体、換気装置等に異常があった場合にも測定する必要があります。測定に当たっては、次のことに留意します。

- ① 外部からの測定を原則とし、身を乗り入れたりしないこと。
- ② 内部に立ち入って測定する場合には、空気呼吸器などを使用し、必要に応じて墜落制止用器具（安全帯）を使用すること。
- ③ 測定者の監視人を配置すること。

下水道工事等における 酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止対策

7. 酸素欠乏症等の防止のための呼吸用保護具の使用



酸素欠乏危険場所で作業する場合、酸素の濃度測定（第二種酸素欠乏危険作業の場所にあつては、酸素及び硫化水素の濃度測定）と換気を繰り返し、酸素濃度を18%以上（第二種酸素欠乏危険作業の場合には、酸素濃度18%以上、かつ、硫化水素濃度10ppm以下）に保ち続けることが必要です。

しかし、作業開始前の濃度測定や換気をすることが技術的に難しい場所での作業、また、事故の場合に救出するときには、酸素欠乏症や硫化水素及び二次災害を防ぐため、呼吸用保護具の使用が必要です。供給式の空気呼吸器やホースマスク等を使用してください。

<参考> 「酸素欠乏症・硫化水素中毒」 防止対策 チェックリスト①

(1) 酸素欠乏危険場所の事前確認

タンク、マンホール、ピット、槽、井戸、たて坑などの内部が酸素欠乏危険場所に該当するか、作業中に酸素欠乏空気及び硫化水素の発生・漏洩・流入等のおそれはないか、酸素、硫化水素の濃度測定等により事前に確認しているか。

Y E S ・ N O

(2) 立入禁止の表示

酸素欠乏危険場所に誤って立ち入ることのないように、その場所の入口などの見やすい場所に表示しているか。

Y E S ・ N O

(3) 作業主任者の選任

酸素欠乏危険場所で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者(第二種酸素欠乏危険作業の場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者)を選任し、作業指揮等決められた職務を行わせているか。

Y E S ・ N O

(4) 特別教育の実施

酸素欠乏危険場所において作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化水素中毒の防止に関することなどの特別教育を実施しているか。

Y E S ・ N O

(5) 換気の実施

作業場所の酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10 p p m以下に保たれるよう継続して換気しているか。また、酸素欠乏空気、硫化水素の漏洩、流入がないようにしているか。

Y E S ・ N O

<参考> 「酸素欠乏症・硫化水素中毒」 防止対策 チェックリスト②

(6) 測定の実施

その日の作業を開始する前に、測定者の安全を確保するための措置を講じたうえで、酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行っているか。

Y E S ・ N O

(7) 保護具の使用

換気できないとき又は換気しても酸素欠乏のおそれがある場所では、指定防護係数が1,000以上の全面形面体を有する、循環式呼吸器、空気呼吸器、エアラインマスク及びホースマスクの中から有効なものを選択して、着用させているか。(空気中の硫化水素の濃度が10 ppmを超える状態においても、同様の取扱いとしているか。) なお、保護具は同時に作業する作業者の人数と同数以上を備えているか。

また、墜落のおそれのある場合には、墜落制止用器具(安全帯)を使用させているか。

Y E S ・ N O

(8) 二次災害の防止

酸素欠乏等が発生した際、救助者には必ず空気呼吸器等又は送気マスクを使用させることにしているか。墜落のおそれのある場合には、墜落制止用器具(安全帯)を使用させることにしているか。

また、救助活動は単独行動をとらず、救助者と同じ装備をした監視者を配置することになっているか。

Y E S ・ N O

6

はしご・脚立からの墜落・転落防止

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

はしごを使う前に／脚立を使う前に

移動はしご

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認

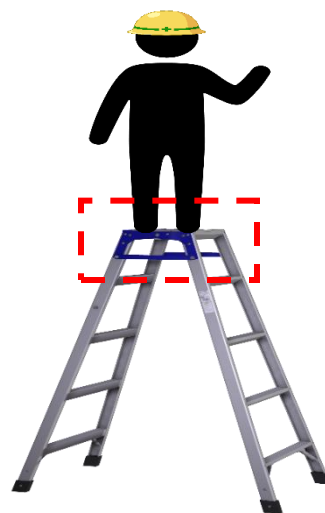


指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

脚立



- 身体のバランスを崩しやすい脚立の使い方をしないこと。
→ 荷物を持ったの昇降、またがって使用、天板に乗る、身体を乗り出す等
- 「墜落時保護用」のヘルメットを着用すること。
- 「閉じ止め金具（脚立の脚が不意に開閉することを防止するための金具）」を必ず使用すること。

足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合、墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか事前に検討をお願いします。

保護帽（ヘルメット）の着用

ヘルメットの
着用ポイント

必ず保護帽を着用！



特に**1**と**3**を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、
忘れやすいポイントです)

着用時
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！